

広島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○広島県建築基準法施行細則 昭和五十三年四月一日規則第三十六号 (確認申請書に添える図書等)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 浄化槽を設置する建築物の確認申請書には、浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令（昭和六十年厚生省令・建設省令第一号）第三条の規定による浄化槽設置届を添えなければならない。ただし、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十二条の五第四項の規定による同意を得た場合は、この限りでない。</p>	<p>○広島県建築基準法施行細則 昭和五十三年四月一日規則第三十六号 (確認申請書に添える図書等)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 浄化槽を設置する建築物の確認申請書には、浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（昭和六十年厚生省令・建設省令第一号）第三条の規定による浄化槽設置届を添えなければならない。</p>